

Ⅲ 美しいやまぐちづくりの進め方

1 主体と役割

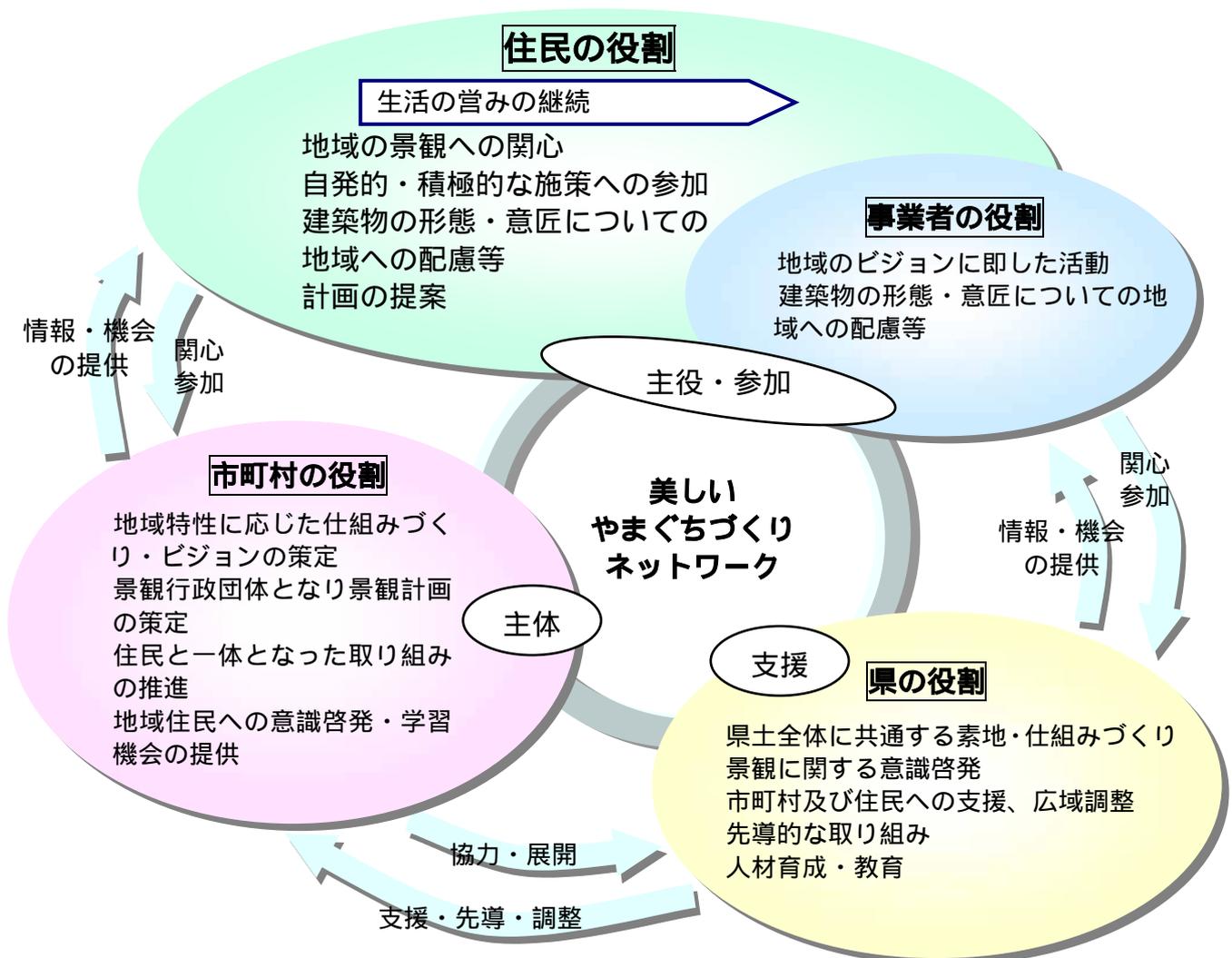
山口県では、住民・事業者・市町村・県が目標を共有し、それぞれの役割を果たしながら、『美しいやまぐちづくり』を進めていきます。

『美しいやまぐちづくり』は、本来、そこに生活する住民や事業者の発意と活動によって進められることが理想です。

しかし、人それぞれに異なる「美しさ」や「暮らしやすさ」に関する価値観を調整するのは容易ではなく、そこに公共公益的な意義を与えて景観の整備を進めるためには、行政が関与し、調整することも必要となります。

このため、地域に最も近い自治体である市町村が中心的役割を担い、地域それぞれの特色を活かした個性豊かな『美しいやまぐちづくり』を推進します。さらに、県土の良好な景観を形成するために、広域的な観点から、県が支援を行っていきます。

関係する「住民」、「事業者」、「市町村」、「県」が、それぞれの役割を果たしながら協働することで、初めて『美しいやまぐちづくり』が実現します。



住民の役割

【 主役・参加 】

私たち住民は、美しい景観に囲まれ、心地よい快適な環境を享受する存在であると同時に、生活の中にある身近な景観を創出する主体でもあります。

『美しいやまぐちづくり』を進めるためには、住民一人ひとりが主役となり、常に地域の景観に関心を持ち、自発的に『美しいやまぐちづくり』に向けて取り組み、行政等が進める取り組みに対しても、積極的に参加することが望まれます。

また、地域の生活景を創出し良好な景観形成のための日常の生活の営みを継続していくことが望まれます。

住民の取り組み

自発的・積極的な美しいやまぐちづくりへの関心、参加

景観に関する自己啓発・家庭内啓発

日常生活の周りにおける景観への関心、再発見など、各地域での景観資源の発見

美しいやまぐちづくり関係施策への協力

地域の景観計画に関する提案

地域の歴史・文化に対する認識と地域文化を感じさせる景観形成

法・条例等の遵守や地域特性に対する配慮、美しいやまぐちづくりのためのマナーの向上

公共事業に対する提言等への参加、関心

網がけは特に重視する取り組みです。

【住民取り組み具体例】

- ・ 建築物の形態・意匠についての周囲への配慮、自然（緑）への配慮
- ・ 住宅の周りの生け垣や花壇等の身近な景観づくり
- ・ 地域でのワークショップ、タウンウォッチングへの参加
- ・ 美しいやまぐちづくりサポーターとして地域でのまちづくり活動、他地域との交流、公共事業への提言
- ・ 地域住民による地域景観に対する課題の整理とビジョンの作成
- ・ 地域の歴史景観の一部となる建造物等の適切な保全
- ・ 耕作放棄地等の解消と発生防止
- ・ 「身近な道路、公園、河川の美化」等の実施や地域にあわない屋外広告物の排除活動等、行政と一体となった活動 など

「景観法」での住民の責務

住民は、法の基本理念にのっとり、良好な景観の形成に関する理解を深め、良好な景観の形成に積極的な役割を果たすよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

事業者の役割

【 主役・参加 】

事業者は、事業活動において地域の景観に配慮し、地域と調和する景観形成を行う主体となります。また、地域住民や地方公共団体等が行う景観形成に関心を持ち、協力することが望まれます。

また、近年問題視されている幹線道路沿道での景観について、事業者が地域の特色を活かし、周辺地域と調和した、親しまれる景観形成を図るなど、良好な景観の形成に自ら努めることが重要です。

事業者の取り組み

自発的・積極的な美しいやまぐちづくりへの関心、参加

住民や県・市町村の美しいやまぐちづくりへの関心、参加、関係施策への協力

事業活動での地域住民との連携による景観配慮

建築物、屋外広告物等についての地域の歴史・文化など地域景観に対する配慮

法・条例等の遵守と地域特性に配慮した事業活動の実施

網がけは特に重視する取り組みです。

【事業者取り組み具体例】

- ・ 地域でのワークショップの実施・参加、タウンウォッチングへの参加
 - ・ 市街地の背後に見える緑の屏風に配慮した建築物の配置や形態・意匠
 - ・ 建築物の形態・意匠や、屋外広告物等における地域の歴史・文化への配慮
 - ・ 敷地内への植栽や花壇等の景観づくり
 - ・ 地域の歴史景観の一部となる建造物等の適切な保全
 - ・ 環境・地域性・公共性に配慮した色彩計画の実施
- など



平成16年度地域景観セミナー・ワークショップの取り組み

「景観法」での事業者の責務

事業者は、法の基本理念にのっとり、土地の利用等の事業活動に関し、良好な景観の形成に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体を実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

市町村の役割

【 主体 】

市町村は、住民に最も近い行政機関であり、住民とともに地域の個性に応じた取り組みを積極的に推進する主体となります。

景観法に基づき、全ての市町村が、地域での景観行政をつかさどる景観行政団体となり、地域の特性に応じた、景観計画の策定を行い、『美しいやまぐちづくり』を進めるため、住民参加による実効性のある取り組みを、一体的に推進することが求められます。

また、地域住民の景観への意識向上のための取り組みや、住民主体の取り組みへの支援を行い、地域の実情にあった『美しいやまぐちづくり』を実践していきます。

具体的な取り組みは、次頁からの施策展開・方向に示します。



県の役割

【 支援 】

県は、『美しいやまぐちづくり』のビジョンとしての目標と基本方針を打ち出し、長期的、広域的な視点から県土の景観形成を方向付けていきます。

県は、市町村や住民が行う『美しいやまぐちづくり』を支援し、また、単独の市町村では完結しない、山や河川、海岸、道路といった広がりのある景観への取り組みについて、広域的な観点から市町村間の調整等を行います。

また、市町村・住民の景観への意識向上のための取り組みや、『美しいやまぐちづくり』のための人材育成、ネットワーク形成、県内外の情報発信等を行います。

これらの取り組みを、行政内のヨコの連携を深め、効果的に推進していきます。

具体的な取り組みは、次頁からの施策展開・方向に示します。



平成15年度やまぐち景観セミナーの取り組み

「景観法」での地方公共団体の責務

地方公共団体は、基本理念にのっとり、良好な景観の形成の促進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その区域の自然的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 施策展開・方向

山口県景観ビジョンでは、住民・事業者・市町村・県が協働して、基本方針に基づいた施策展開・方向を推進し、『美しいやまぐちづくり』の実現をめざしていきます。

山口県の美しい景観を後世に伝え、心豊かな・暮らしやすい・訪れたいとなる県づくりに向けて、住民・事業者・市町村・県のそれぞれの役割により、地域の実情に応じた「美しいやまぐちづくり」を推進します。

5つの基本方針に沿って、特に市町村・県で推進すべき5つの施策展開・方向について示し、『美しいやまぐちづくり』を推進し、また、住民・事業者の地域での積極的な活動を促し、地域の取り組みを支援していきます。

基本方針から施策展開へ

基本方針		施策展開・方向
意識をそだてる	▶	地域の美しい景観に対する 関心づくり
ひとをそだてる	▶	景観を感じる人づくり ・ネットワークづくり
生活の営みをまもり、そだてる	▶	生活の営みの持続による 美しいやまぐちづくり
地域の個性をまもり、そだてる	▶	個性豊かな地域景観づくり
良好な公共空間 をつくり、そだてる	▶	良好な公共空間の形成による 美しいやまぐちづくり
基本目標		
心豊かな山口県 暮らしやすい山口県 訪れたいとなる山口県		

(1) 地域の美しい景観に対する関心づくり

私たちの身近な日常生活は、都市や住宅地のまちなみ、観光地、田園地帯、河川や海岸の水辺などの様々な景観で形づくられています。

日常から身近な景観に関心を持つことが『美しいやまぐちづくり』のための基本となり、美しく心地よい景観を、私たちが守り、育てていくという認識が『美しいやまぐちづくり』につながります。

そのためには、子供から大人まで、誰もが地域の景観に対する関心（良い面、悪い面、個性など）や愛着を持つことが、その第一歩となります。

誰もが地域の景観に関心を持ち、気軽に『美しいやまぐちづくり』に参加できるよう、キャンペーンやシンポジウムの開催、建築物や景観まちづくり活動等の表彰や地域資源再発見のためのタウンウォッチングなどを行い、地域の美しい景観に対する関心づくりに取り組めます。

市町村【主要な施策】

地域の美しいやまぐちづくりに対する関心の向上、意識の高揚

- ・ 地域毎の景観ワークショップ、タウンウォッチングの開催、結果の公表
- ・ 景観への関心づくりのためのセミナーやシンポジウム等の開催
- ・ 景観に関する広報誌、ホームページ等の作成

美しいやまぐちづくりへの住民参加の促進

- ・ 広報誌やホームページなどによる、事業者や町内会等の自発的な景観づくり活動への参加促進
- ・ 景観計画等の策定に関する景観行政におけるプロセスの公表

網がけは市町村として特に重視する施策展開です。

県【主要な施策】

地域の美しいやまぐちづくりに対する関心の向上、意識の高揚

- ・ 景観に関するセミナーやワークショップ、タウンウォッチングの開催
- ・ 建設関係者へのセミナーの開催
- ・ 県・市町村職員への景観研修会の実施

顕彰制度等による意識醸成施策

- ・ 美しいやまぐちづくり賞の実施（美しいやまぐちづくり活動（住民・事業者）の選定）
- ・ 絵画コンクールの実施

現在の美しい景観による意識醸成施策

- ・ 景観資源のデータベース整備
- ・ 美しい景観見学会の開催

「 」は県として重点的に早期に取り組むべき施策です。

(2) 景観を感じる人づくり・ネットワークづくり

山口県の良好な景観を享受するためには、景観を感じることでできる人づくりが欠かせません。『美しいやまぐちづくり』のスタートは、人づくりといっても過言ではありません。

行政と住民・事業者の協働による『美しいやまぐちづくり』を進めるためのリーダーや専門家、活動団体を育て、住民・事業者の地域に根差したまちづくり活動を支援し、そのネットワーク化を推進することで、人、心、景観資源の循環する持続可能な『美しいやまぐちづくり』を推進します。

また、次代を担う子どもたちが、学校や地域社会において美意識や感性を養う多様な機会が得られるように、幼いころからの美意識・美的感覚を大切にす取り組みを推進します。

市町村【主要な施策】

美しいやまぐちづくりへの住民参加の促進

- ・住民・事業者の参加による身近な美化活動などへの支援
- ・自治会等の単位ごとのセミナー、ワークショップの開催

まちづくり活動団体や大学（学生）等と地域住民とのネットワークづくり

- ・地域のワークショップなどへの学生やまちづくり活動団体等の参加促進

景観に関心を持ち、豊かな感性を育む子どもの教育

- ・花と緑のまちづくりや美化活動等への子どもたちの参加促進
- ・まちの歴史や文化の学習機会の提供（「総合的な学習の時間」などでの授業の実施）

網がけは市町村として特に重視する施策展開です。

県【主要な施策】

美しいやまぐちづくりのためのネットワークの形成

美しいやまぐちづくりネットワークの形成（サポーター活動による各地域の人、心、景観資源が交流するネットワーク交流の実施）

- ・美しいやまぐちづくりサポーター制度の創設

景観を感じることでできる人づくり施策

美しいやまぐちづくりサポーター制度の創設、育成（サポーターセミナーの開催など）

- ・ワークショップ、タウンウォッチングの開催（モデル実施）

景観に関心を持ち、豊かな感性を育む子どもの教育

学校教育での美しいやまぐちづくりの教材の作成

- ・花と緑のまちづくりや美化活動等への子どもたちの参加促進
- ・まちの歴史や文化の学習機会の提供（「総合的な学習の時間」などでの授業の実施）
- ・地域の景観を発見するタウンウォッチングの開催

専門家の育成

美しいやまぐちづくりアドバイザーの育成

- ・建設関係者へのセミナーの開催

「 」は県として重点的に早期に取り組むべき施策です。

(3) 生活の営みの持続による美しいやまぐちづくり

地域の景観は、私たちの生活が形となって現れたものであり、日常の営みの他に、祭りや年中行事、山口県の財産である県民の力を発揮した地域づくりへの活動により育てていかなければなりません。

また、私たちが心地よい景観の中で暮らすことは、他の地域から訪れる方にとっても魅力的なものとなります。身近で心地よく感じる景観を守り、育てることが、観光客に対する最高のおもてなしともなり、美しい景観を共感することができます。

私たち一人ひとりが、地域の景観に対する意識の高揚やマナーの向上を図り、住民・事業者・行政が一体となって生活の営みの持続による『美しいやまぐちづくり』に取り組みます。

市町村【主要な施策】

生活の営みの持続に関する支援

- ・ 景観に関するシンポジウムやセミナーの開催
- ・ 都市農山漁村交流の促進、援農システムの構築支援
- ・ 耕作放棄地の解消と発生防止、住民の耕作放棄地対策への支援
- ・ 山林の適切な管理の支援
- ・ 花壇や路地等の地域住民の身近な生活景に対する意見の収集・公表
- ・ 住民のまちなみ保全活動などに対する支援
- ・ 祭りや行事、芸能などの、地域性豊かな固有の文化を取り入れたまちづくり

景観モデルアップによるおもてなし

- ・ 観光客を気持ちよくもてなすための施策の実施
- ・ 身近な景観資源の再発見により、展望空間の整備等による新たな観光整備

美しいやまぐちづくりに向けてのマナーの向上のための住民運動の展開

- ・ たばこ・空き缶のポイ捨てや違法駐車防止運動の実施
- ・ 廃棄物等の不法投棄に対する指導の強化

網がけは市町村として特に重視する施策展開です。

県【主要な施策】

景観モデルアップによるおもてなし

景観資源のデータベース整備

- ・ 観光資源情報の発信
- ・ 主要な行事の際のおもてなしキャンペーンの実施
(平成23年[2011年]第66回国民体育大会「やまぐち国体」等)

生活の営みの持続に関する支援

景観に関するシンポジウムやセミナーの開催

- ・ 「美しいやまぐちづくりハンドブック」の作成・配布
- ・ 都市農山漁村交流の促進、援農システムの構築支援、耕作放棄地対策への支援
- ・ 里山再生と里山文化創造のための、住民による里山再生活動の支援
- ・ 廃棄物等の不法投棄に対する指導の強化
- ・ 山林の適切な管理の支援

「 」は県として重点的に早期に取り組むべき施策です。

(4) 個性豊かな地域景観づくり

住民や事業者の協力のもと、地域を映し出す鏡ともなる景観を、適切に守り、育て、その地域の活動やまちの伝統・文化を感じることでできるものとして整備し、地域の顔、さらには山口県の顔として形づくっていきます。

私たちが心地よく美しいと感じる景観が県内に繰り広げられるようにするには、住民や事業主の建造物やそれらの集合体でもあるまちなみ、更にはその周辺での行為などを、誘導・規制していかなくてはなりません。

景観法に基づく景観行政団体となる市町村においては、景観計画を策定し、建築物等の誘導・規制により、住民と行政が一体となって、地域の個性を活かした景観づくりに取り組み、県はこれらの取り組みを支援していきます。

また、住民の自発的な取り組みや協力のもと、独自の歴史・文化を活かし、これらと調和のとれた住みよいまちづくりを進めるとともに、良好な自然を活かし、四季を感じさせる花や緑のある個性豊かな地域景観づくりに取り組みます。

市町村【主要な施策】

景観行政団体となり景観法に基づく景観計画を策定する

- ・景観法による制度を活用した施策の推進
- 地域の歴史・文化、自然を感じさせる地域空間の創出**
- ・沿道の建築物や屋外広告物等の美観誘導
- ・市街地の背後に見える緑を確保するための建築物の配置や形態・意匠等の配慮
- ・山地部の自然緑地、自然と生活が一体となった里山、市街地に点在する鎮守の森・農地・公園内緑地などの保全・整備
- ・海岸線や河川などの自然を活かした景観形成の推進

土地利用規制等の既存法令の効果的な活用

- ・計画的な土地利用の誘導・規制（建築協定や地区計画制度などの活用）

地域の良好な景観を感じるための視点場の整備

網がけは市町村として特に重視する施策展開です。

県【主要な施策】

市町村、住民に対する地域の景観形成への支援

- 市町村景観形成ガイドラインの策定
- 美しいやまぐちづくりアドバイザーの派遣
- ・建設関係者のための景観形成ガイドライン策定

広域的な観点からの景観形成の方向性の明示

- 美しいやまぐちづくりのための基本条例の制定
- ・景観に関する総合的な組織の設置
- ・やまぐち森林づくりビジョンの推進

地域の自然、歴史・文化的な景観形成への支援

- 地域の歴史及び生活の営みの中で育まれた文化的景観の調査
- ・伝統的まちなみや歴史の道の保存に関する調査等の取り組み

都市計画区域マスタープランに基づく景観への配慮

「 」は県として重点的に早期に取り組むべき施策です。

(5) 良好な公共空間の形成による美しいやまぐちづくり

公共空間は、誰もが利用する、地域の重要な空間です。

私たちが所有する土地や建築物等も、地域の公共空間としての景観をつくりだす重要な要素です。私たちが行う行為は、公共の財産である景観を守り、育て、地域の『美しいやまぐちづくり』を実現することとなります。

このため、公共事業においては、地域住民の意見を反映し、周辺との調和や地域らしさの具体化など、地域における公共空間のあり方を先導し、手本となる『美しいやまぐちづくり』に取り組みます。

市町村【主要な施策】

地域特性に配慮し、周辺と調和した公共事業の実施

- ・公共事業における色彩調整、色彩計画の導入
- ・河川空間、道路空間等の景観軸としての整備、視点場としての配慮
- ・河川の上流から下流までの景観ネットワークづくり
- ・街角・広場等におけるせせらぎなどの水辺空間の整備
- ・無電柱化、電線類の地中化（幹線道路や歴史的まちなみの道路など）
- ・地域の歴史文化を感じさせるための色彩の調和やサインの統一

屋外広告物に対する指導の強化等

- ・市町村ごとの計画づくりや屋外広告物条例の制定など、よりきめ細かな規制のあり方や誘導方策の検討

網がけは市町村として特に重視する施策展開です。

県【主要な施策】

県民に親しまれる文化の薫り高い公共空間づくり

公共事業景観形成ガイドライン策定

公共事業景観評価制度の創設

- ・アドバイザー、サポーターによる事前事後評価
- ・住民参加のワークショップ等による検討
- ・地域の歴史・文化を感じさせる都市空間の創出
- ・公共事業における色彩調整、色彩計画の導入
- ・自然的海岸の保全、整備・再生（親水護岸、人工磯、養浜など）
- ・水辺環境の整備（多自然型護岸・河川公園・緑地、ダム湖周辺の整備）
- ・周辺環境と調和した快適で潤いのある道路空間の創出（電線類の地中化等）
- ・高架道路や歩道橋、地下歩道入り口などの景観面に配慮した整備・改善

屋外広告物の適正誘導等

屋外広告物に対する指導の強化等

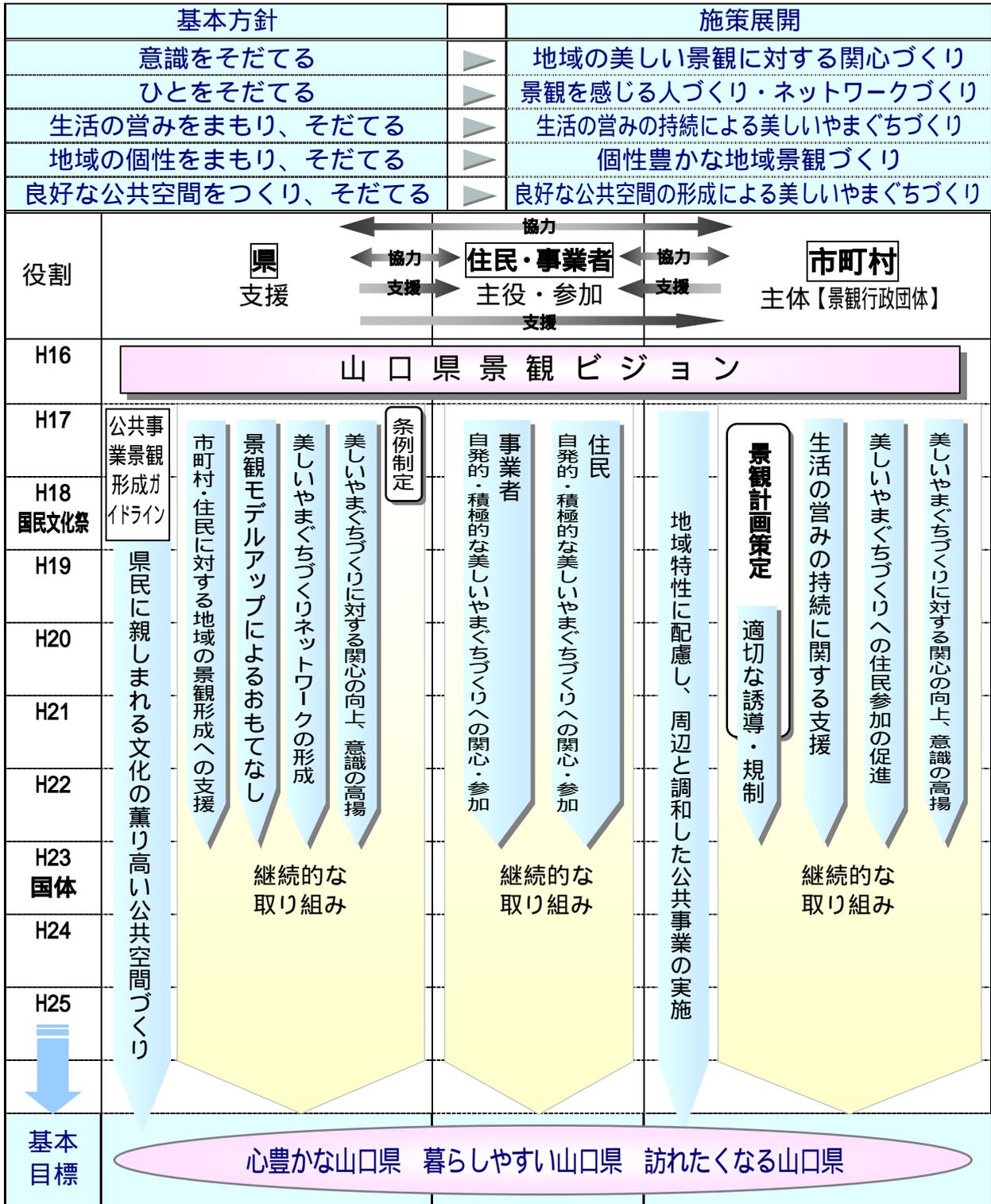
- ・違法な屋外広告物の除去活動の展開
- ・優れた屋外広告物の表彰
- ・公共が設置する看板の適正な改善

「 」は県として重点的に早期に取り組むべき施策です。

3 景観施策推進

(1) 推進イメージ

住民と行政の協働により、目標の達成に向けてビジョンに基づいた施策を計画的に推進します。また、施策の推進について、年度ごとに評価し、必要に応じて施策の見直しを行います。



(2) 県として優先的に実施する施策

施策推進のうち、概ね 3～5 年以内に、県として特に優先的に実施すべき施策の具体案について示します。

(1) 地域の美しい景観に対する関心づくり
景観に関するセミナーやワークショップ、タウンウォッチングの開催 <ul style="list-style-type: none">・山口県の良好な景観に関心を持つきっかけとなるセミナーを開催し、あわせて山口県景観ビジョンや景観法等についてのPRも行います。・地域に根差したワークショップやタウンウォッチング等、地域での取り組みのきっかけとするためにモデル開催します。
美しいやまぐちづくり賞の実施 <ul style="list-style-type: none">・地域住民や事業者、またはそれぞれの協働により、地域の景観を保全・形成・活用するといった景観まちづくりの活動に対しての表彰制度を創設します。それぞれの活動はネットワーク活動等による投票やインターネット投票などにより選考し表彰します。選考後は広報するとともに、観光等への活用（県外への情報発信、景観おすすめスポット、モデルコースの提案等）を図ります。・地域での景観の愛称の募集を行い、景観資源に名前をつけることによって、地域景観への愛着心の向上を図ります。・美しいやまぐちづくり賞の一つとして、優れた屋外広告物についても表彰します。
(2) 景観を感じる人づくり・ネットワークづくり
美しいやまぐちづくりネットワークの形成【p.54,55 参照】 <ul style="list-style-type: none">・各地域間での情報交換や、相互評価、サポーター交流等によるネットワークシステムを構築します。
美しいやまぐちづくりサポーター制度の創設、育成 <ul style="list-style-type: none">・住民を対象に景観サポーター（2年任期）を募集・任命し、サポーター養成セミナー、景観ワークショップの実施、ネットワークへの参加、県・市町村への景観形成に向けた提案や公共事業の評価、美しいやまぐちづくり賞の推薦、選考等を行います。
美しいやまぐちづくりアドバイザーの育成 <ul style="list-style-type: none">・地域で景観まちづくりの活動を行うリーダーや専門家、また美しいやまぐちづくりサポーター等を対象とし、アドバイザー育成のためのセミナー等を開催します。
学校教育での美しいやまぐちづくりの教材の作成 <ul style="list-style-type: none">・県内の良好な景観を活用し、子供への景観教育のための教材を作成します。
(3) 生活の営みの持続による美しいやまぐちづくり
景観資源データベース整備 <ul style="list-style-type: none">・地域ごとのワークショップ等により、県内の景観資源を再発見し、これをデータベースとして整備します。

(4) 個性豊かな地域景観づくり
<p>市町村景観形成ガイドラインの策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・景観法に基づいた景観計画策定のために、住民参加型での策定手法や地域景観資源の発見手法等について、住民参加のワークショップの開催により検証し、ガイドラインとしてまとめます。
<p>美しいやまぐちづくりアドバイザーの派遣</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村に対し、景観計画策定や景観行政の推進のためのアドバイザーを派遣する。また住民の美しいやまぐちづくりのための活動について要請により派遣します。
<p>県としての景観に関する基本条例の制定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・景観条例検討委員会、庁内幹事会、ワーキンググループ、市町村連絡会議により検討します。
<p>地域の歴史及び生活の営みの中で育まれた文化的景観の調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内の文化的景観の状況を把握し、景観資源として活用するための調査を行います。
(5) 良好な公共空間の形成による美しいやまぐちづくり
<p>公共事業景観形成ガイドライン策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共事業関係課のワーキンググループや学識経験者等の専門委員会等により、美しいやまぐちづくりのための山口県としてのガイドラインを作成します。
<p>公共事業景観評価制度の創設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガイドラインとあわせて評価制度の創設の検討を行います。評価については、アドバイザー・サポーターとの連携も図ります。
<p>屋外広告物に対する指導の強化等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・違反広告物のデータベースを整備し、計画的に改善します。 ・公共で設置している看板を点検し、周囲の景観との調和を考慮してモデル的に改善します。

(3) 重点施策

県の役割としての施策推進の中で、特に重点的に行う施策として「美しいやまぐちづくりネットワークの形成」を推進します。

美しいやまぐちづくりネットワークの形成の概要

目的

住民の景観意識の醸成、ひとづくり
景観によるまちづくりのためのしくみづくり

事業内容 (県は、広域的な観点からの市町村の支援、調整を行います)

各地域での活動

地域景観セミナー・ワークショップの展開と地域住民の参加

平成16年度モデル地区での継続開催を行い、ワークショップを通じた景観づくりのプロセスを公表します。

ネットワーク活動

相互の連携によるまちづくりの推進

サポーターを中心に、他地域でのセミナー・ワークショップへの参加を呼びかけ、他地域の良好な景観の発見・評価・情報交換等を行い、相互の連携によりまちづくりを推進します。

ネットワークの下地

美しいやまぐちづくりサポーター制度(リーダー養成、地域間交流)

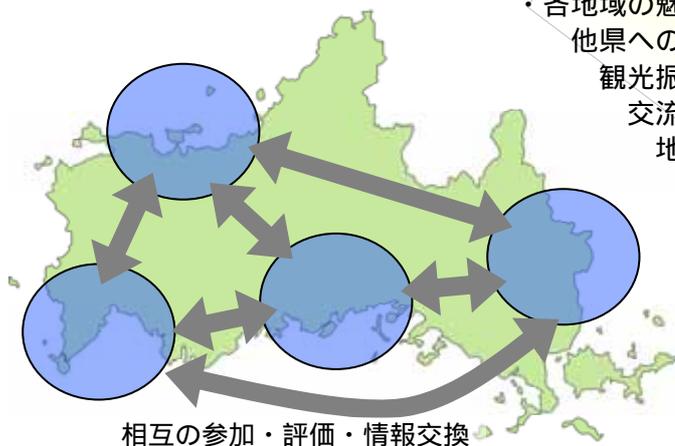
美しいやまぐちづくりアドバイザー制度(市町村、地域支援)

美しいやまぐちづくり賞(地域啓発)

効果

山口県全体の「魅力の向上(住みよさの実感)」、「地域の活性化」、「観光振興」、「交流人口の増加」等

美しいやまぐちづくりネットワークイメージ



- ・住みよさの実感
- ・各地域の魅力向上
- 他県へのPR
- 観光振興
- 交流人口の増加
- 地域の活性化

相互の参加・評価・情報交換

ネットワークのしくみづくりにより、住民の気運が醸成され、リーダーが育成されることをめざします。

サポーターによる美しいやまぐちづくり協議会等の形成により、市町村との連携の中、県内の景観形成を促進させます。

